一　保安林の所在場所　長野県茅野市豊平字別当二四四のイ、二四四のロ、二四五の一、二四五の二、五六七、字中原六四〇のイの一〇、六四〇の一七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字別当二四四のイ、二四四のロ、字中原六四〇のイの一〇、六四〇の一七
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年二月十二日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡箕輪町大字三日町字闇沢二一三八の一、二一三八の二、二一三八のイの一、二一三八のイの二の一、二一三八のハ、二一三九、二一四二の一から二一四二の四まで、二一四三のイ、二一四三のロ、二一四四、字大崎二一四五の一、二一四五の二、二一四八の一、二一四八の二、二一四九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年二月十二日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡下條村陽皐四五八七の二、四五八九の一一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年二月十二日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿南町字和合七九三の二から七九三の四まで、七九五の一、七九五の二、七九七の一から七九七の五まで、八〇一の一、八〇一の九から八〇一の一二まで、八〇五の一、八〇五の二、八〇五の一六から八〇五の一八まで、八〇九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年二月十二日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡飯島町本郷二四〇六の三〇二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二十七号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第八十九条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録をしたので、同法第百十二条の二第二号の規定に基づき、公示する。
平成二十六年二月十二日
経済産業大臣　茂木　敏充

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
株式会社昭栄電気産業	東京都葛飾区鎌倉三丁目五十八番二号	平成二十六年一月三十一日

○経済産業省告示第二十八号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十二条の規定に基づき、認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第六十八条第三号の規定に基づき公示する。
平成二十六年二月十二日
経済産業大臣　茂木　敏充

一　登録認証機関の名称　韓国化学融合試験研究院
二　変更しようとする事務所の名称　韓国化学融合試験研究院
三　変更事項

事項	変更前	変更後
所在地	大韓民国ソウル市特別市永登浦区永登浦洞8街88―2	大韓民国ソウル市特別市永登浦区パドナル路155（永登浦洞8街）

○農林水産省告示第二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十六年二月十二日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　新潟県村上市南大平字鷺ノ巣一〇七三の一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）